

消防広域化関係資料

消防庁 消防・救急課

平成25年7月

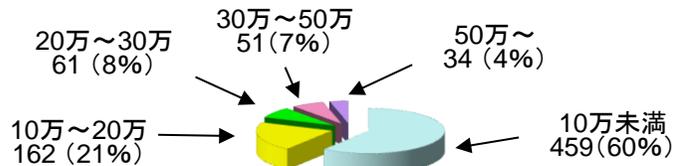
市町村の消防の広域化の推進

○ 消防本部の現状

- 従前から(平成6年～)市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少

H3 936 → H6 931 → H12 907 → H19 807 → H24 791 → H25 767(H25.7.1)

- 管轄人口規模別消防本部数(平成25年7月1日現在)



○ 消防の広域化の経緯

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

※広域化の主なメリット

- ・住民サービスの向上
- ・消防体制の効率化
- ・消防体制の基盤の強化

- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

・「消防広域化推進本部(本部長:消防庁長官)」の設置

・消防本部の規模は、おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。

・遅くとも平成19年度中には、都道府県は推進計画を策定。

・推進計画策定後、5年度以内(24年度まで)を目途に広域化を実現。

- 平成19年度 都道府県による「消防広域化推進計画」の策定

・消防の現況及び将来の見通し・広域化対象市町村の組合せ等

- 平成20年度～

広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成

○ 広域化の実績(平成25年7月1日現在)及び検討状況等

- これまでの実績:平成18年消防組織法改正以降、
27ブロックが広域化し、そのうち4町村が非常備を解消。

- 今後の見込み:平成25年度中に1ブロック

平成26年度以降には11ブロックが広域化予定。

(平成25年度4月期都道府県に対するヒアリングによる見込み)

○ 第26次消防審議会における審議について

●消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申の概要 (平成24年9月7日)

1. 広域化の評価及び継続の必要性

- ・広域化の取組を引き続き推進することが必要。

2. これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識の在り方

- ・現行の30万人の管轄人口目標には必ずしもこだわらず、地域の特性や実情を十分に踏まえて対応。
- ・特に次のような地域(都道府県が指定する「重点地域(仮称)」)を重点的に支援していくべき。
 - ① 消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域。
 - ② ①以外であっても広域化の気運が高い地域。

3. 広域化の実現の期限

- ・一定の期限を区切り、広域化を着実に推進するため、5年程度延長することが適当。

○ 平成25年度以降の取組

●「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、消防の広域化の取組を強化

- ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで延長
- ・集中的に支援を行う「消防広域化重点地域」の枠組を創設
- ・その他、広報、情報提供等の支援の充実

●財政支援措置をソフト・ハードの両面から強化

市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正のポイント

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上 等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。
- また、平成24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- ただし、平成24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	<p>(消防広域化重点地域)</p> <p>広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、<u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u></p> <p>①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域</p> <p>②広域化の気運が高い地域</p>	<p>(広域化対象市町村)</p> <p>都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村</p>
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 (5年程度延長)	平成24年度末

※広域化により埼玉第4ブロック(管轄人口79万)、奈良県域ブロック(同93万)が誕生。
 → 指定都市消防本部と同等の階級等を、大規模な広域化を行った消防本部に対しても適用。

消防の広域化に対する財政措置(平成25年度)

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を強化。

市町村分

1 消防広域化準備経費(拡充)

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費(継続)

消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備

○ 緊急防災・減災事業(拡充)

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

【緊急防災減災事業債】
充当率 100%
交付税算入率 元利償還金の70%

○ 一般事業(継続)

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。▶

一般単独事業債 充当率90%(通常75%)

4 消防指令施設(指令装置等)の整備(拡充)

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

【緊急防災減災事業債】
充当率 100%
交付税算入率 元利償還金の70%

5 消防車両等の整備(拡充)

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備を支援する。

6 国庫補助金の配分について(継続)

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

※3~5の拡充分については、すでに広域化を行った市町村も対象

都道府県分

1 消防広域化指導経費(拡充)

重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域対象市町村に対する支援に要する経費(新設)

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

消防広域化の方式

○制度の概要

「 一部事務組合 」

普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。

○経費の負担

組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。

○制度の概要

「 事務の委託 」

普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務の委託の成立により事務の受託をした普通地方公共団体又はその機関が当該事務を処理することとなり、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体又はその機関に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。

○経費の負担

委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。

○制度の概要

「 広域連合 」

地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

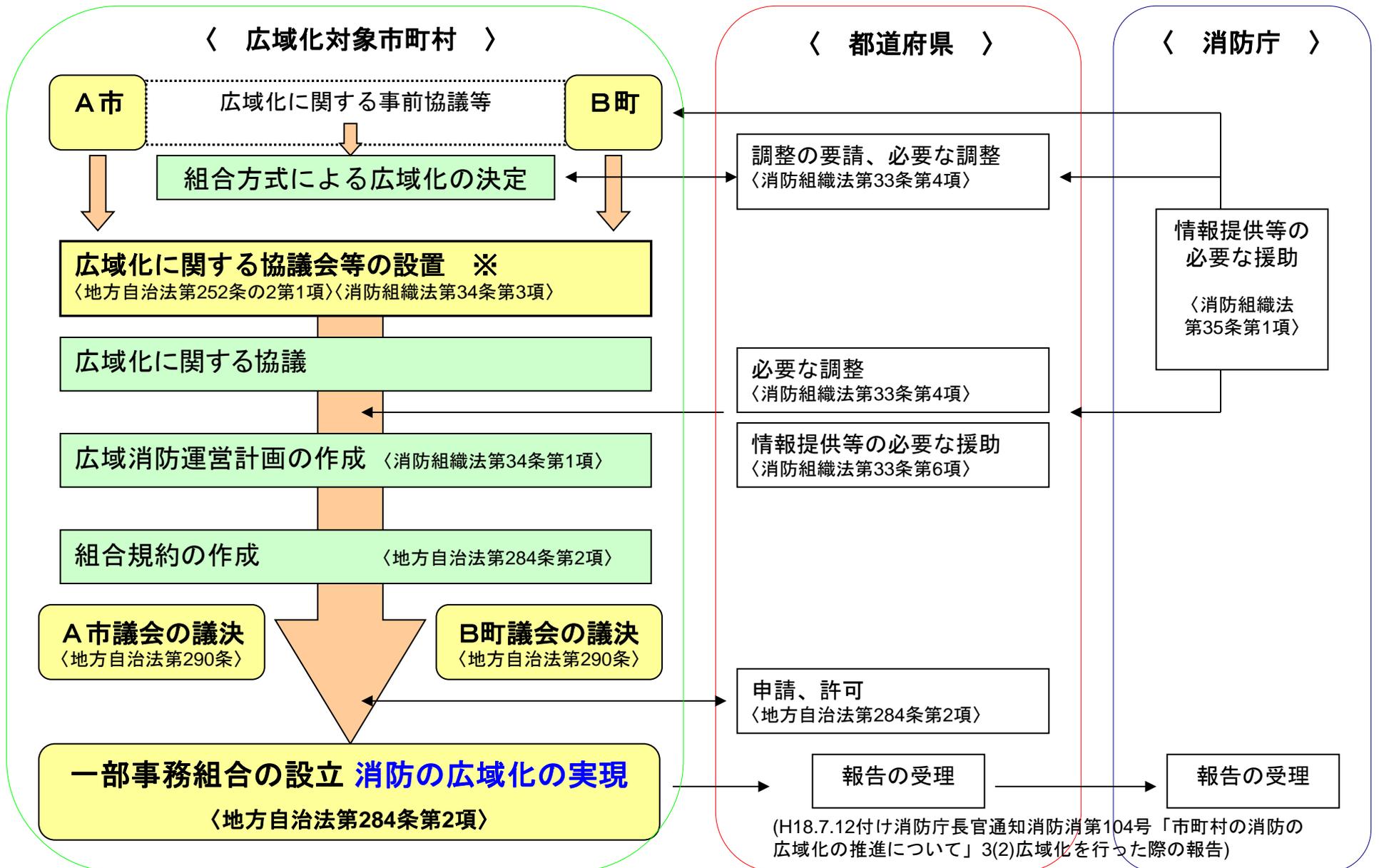
一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該広域連合が制定することとなる。

○経費の負担

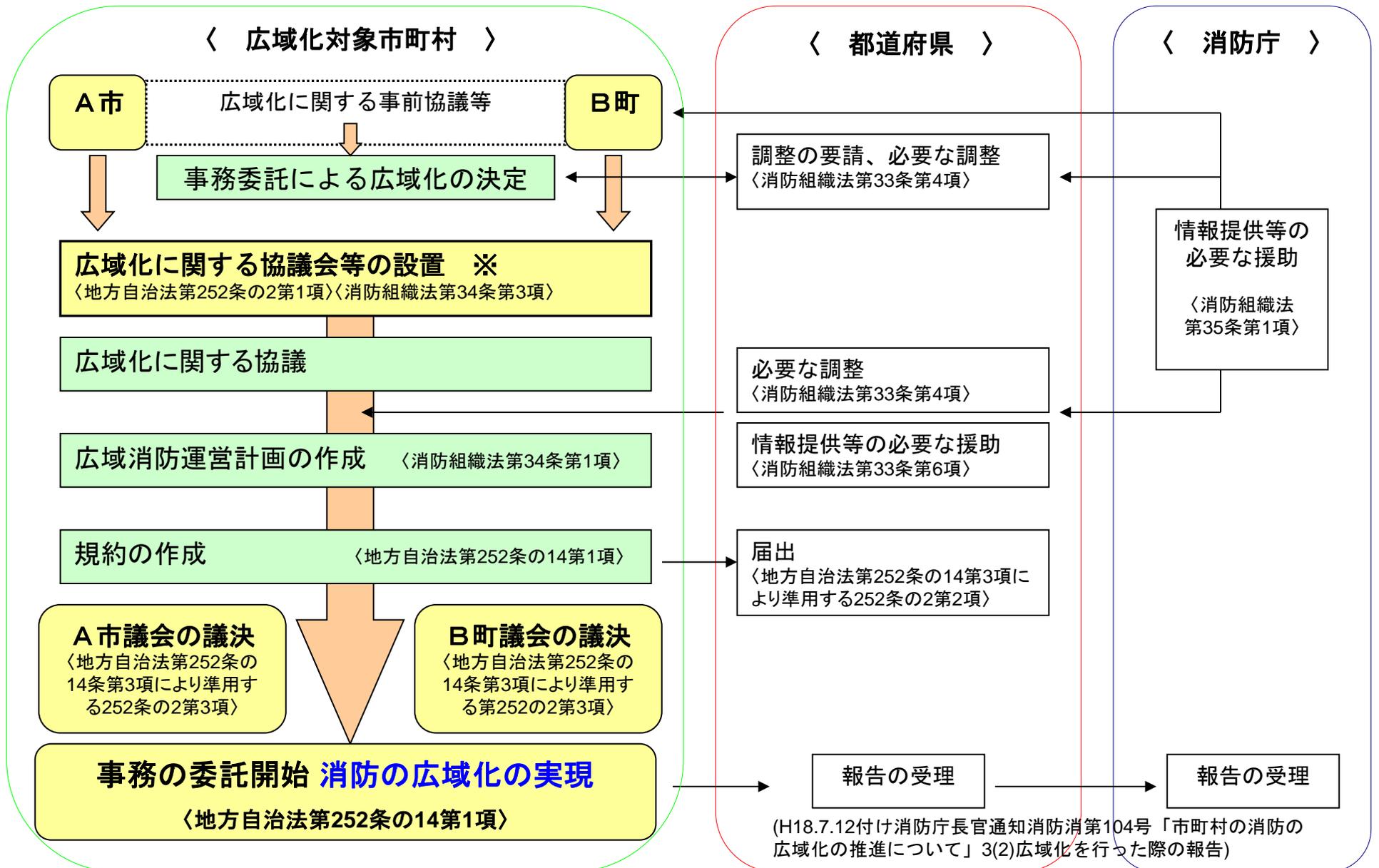
広域連合の経費は、規約の中で定める。広域連合の構成団体が分担する場合は、その割合を構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他客観的な指標に基づき定める。

一部事務組合の設立



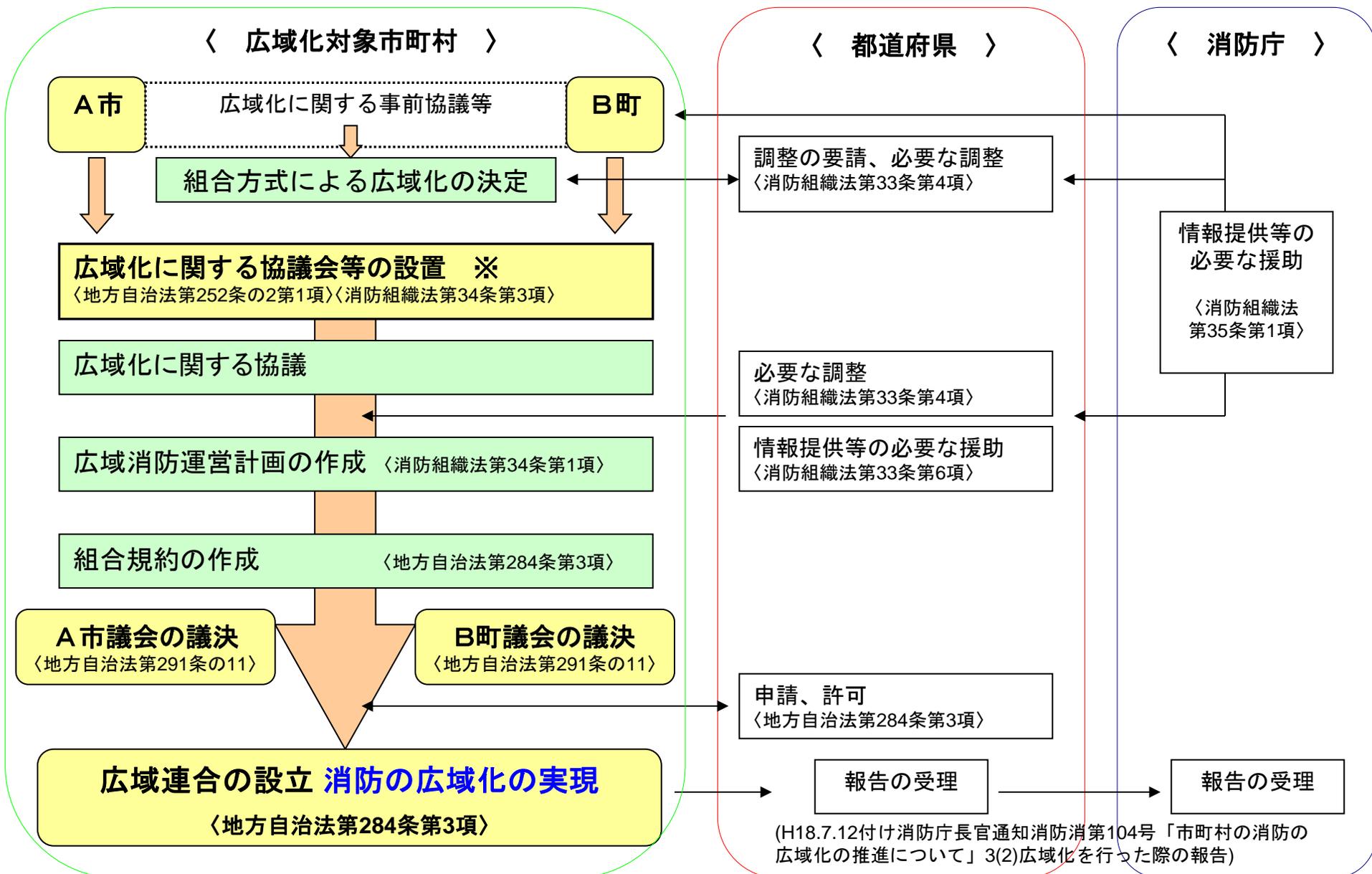
※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。 6

事務の委託



※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

広域連合の設立

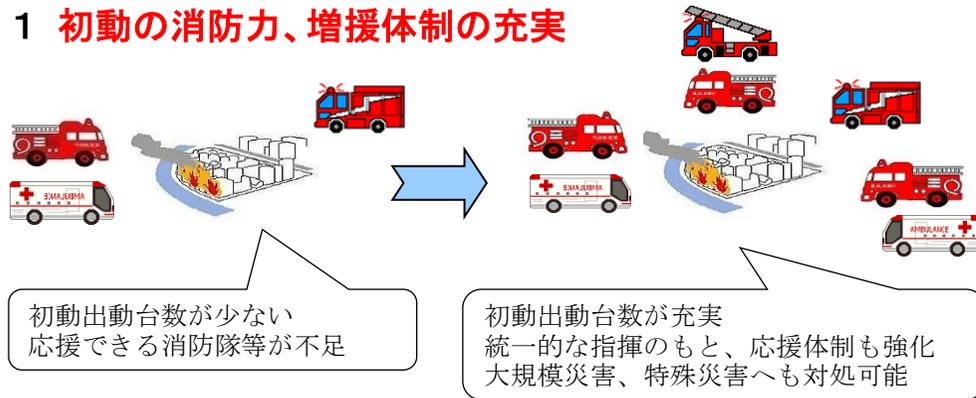


※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

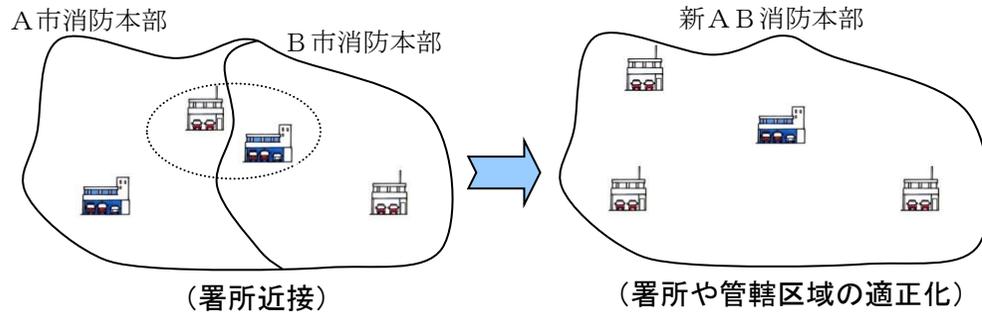
広域化により期待できるメリット

住民サービスの向上

1 初動の消防力、増援体制の充実



2 現場到着時間の短縮



<初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 広域化前の4消防本部が各々、消防隊2隊～5隊、救急隊1隊～3隊を有しており、消防力が不足した場合は非番招集で対応していたが、広域化後は、一次で出動できる消防隊は16隊、救急隊は12隊となり、大規模火災・多数傷病者事故等への対応力が強化された。(佐賀広域消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した出動事案(火災・救急・救助等)は、災害発生地点の直近署所から出動するので、現場到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 消防団員の被雇用者の割合が高まっている現状から、常備消防の初動体制の強化が必要であった。広域化により、火災をはじめとした災害出動車両が、2～3台から5～6台へと強化され、消防力の充実を図ることができた。(乙訓消防組合消防本部)

(例) 富良野広域連合消防本部の災害初動体制の強化

- 広域化に伴う、建物火災(第一出動)時の出動車両台数の見直し状況

出動車両台数	ポンプ車等	
	広域化前	広域化後
火災発生地		
上富良野町	3	4
中富良野町	2	3
富良野市	2	4
南富良野町	1	3
占冠村	1	3

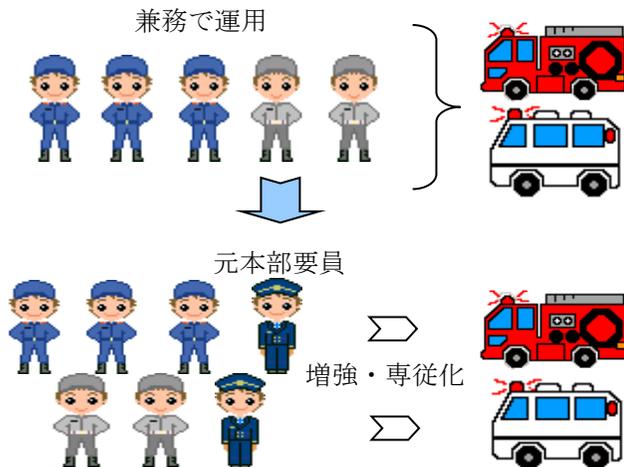
(例) 愛知県で行ったシミュレーション

- 消防本部の広域化に伴う、消防本部からの到達面積の増加状況

圏域	5分未満到達面積(k㎡)	10分未満到達面積(k㎡)
広域行政圏	+16	+331
二次救急医療圏	+19	+400
推進計画の組合せ	+21	+405

人員配備の効率化と充実

1 現場要員の増強



2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

(例) 佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域再編に併せて分署の新設や署所の適正配置を行った例



(例) 久留米広域消防本部(福岡県)

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置

(広域化前)	久留米市消防本部	県南広域消防本部	久留米広域消防本部	人員の再配置効果
本部要員	28名	11名	35名(△4)	11名
通信指令要員	13名	13名	19名(△7)	

<現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

- 内部管理部門の人員を統合前の27人から21人に減員した。このことにより余剰となった6人の本部職員を署に配置し、消防隊等編成の強化と初動及び出動体制の強化が可能となった。(菊池広域連合消防本部)
- 消防本部の事務集約により、本部職員を効率的に配置することによって、警防要員を増員し、消防力の強化を図ることができた。また、広域再編前の職員数から増員することなく、新たに分署(配置人員20人)を設置した。(佐賀広域消防局)
- 広域化前は、消防隊の中隊長が消防活動と指揮活動を兼務していたが、広域化後は指揮隊を専任化し、中隊長は消防活動に専念する体制とすることができた。また、新たに特別救助隊を設置した。(湖北地域消防本部)

消防体制の基盤の強化

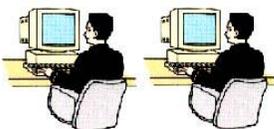
1 高度な消防設備、施設等の整備



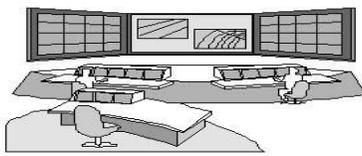
必要最小限の車両を整備



特殊車両等を計画的に増強整備可能

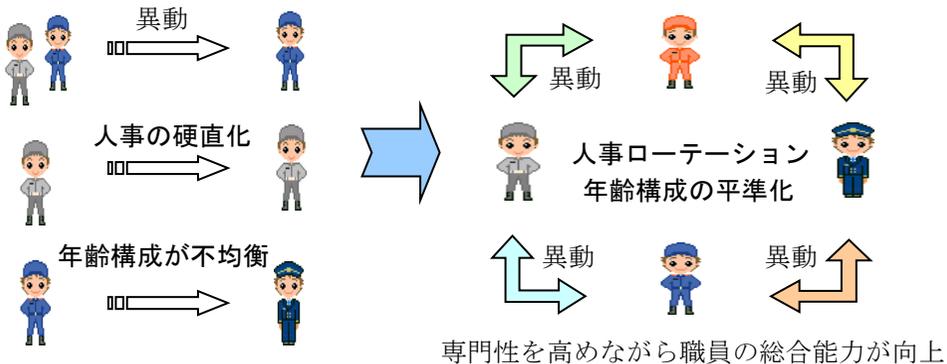


個別に小規模な設備を整備



高機能な設備を一元的に整備可能

2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



<高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例>

- 広域化後、類似車両を削減し、その代替えに最新鋭の車両を新規に導入・整備していく方針へ切り換えることができた。(湖北地域消防本部)
- 広域化前は1本部1署体制であったため、ある程度の人事の硬直は避けられない事情があったが、広域化後は徐々にではあるが、人事異動を行うことが可能となり、職員の意識及び士気の高揚等、組織の活性化が図られた。(菊池広域連合消防本部)
- 119番の発信地表示、地図検索システム、災害対応隊編成の自動化などのOA化が進み、現場到着時間の短縮をはじめとする消防隊、救急隊の効率的な運用が図られた。(松本広域消防局)

(例)乙訓消防組合消防本部(京都府)

2市1町の指令装置(I型)は、ともに老朽化が進み、個々に更新整備を図ると、多額の経費負担が生じるが、一元化整備(II型)することにより、通信指令勤務の効率化と高度化に合わせ、経費削減を図ることができた。

整備費 346,000千円



(例)松本広域消防局(長野県)

○ 人事異動・派遣研修の充実

- 1 組織全体で人事異動を実施できるようになったことから、各署所の年齢構成が平準化し、適材適所の職員配置が可能となり、職員の職務意欲及び士気の高揚が図られた。
- 2 各種訓練要領の統一により災害現場における活動能力の向上や、消防大学校、県消防学校などへの派遣研修体制が一層充実した。

都道府県が策定する推進計画の状況(平成25年4月現在)

都道府県名	推進計画策定状況	消防本部数		備考
		19年4月現在	推進計画	
北海道	H20.3.31	68	23	平成22年3月に変更。(21→22本部) 平成24年1月に変更。(22→23本部)
青森	H20.3.28	14	6	
岩手	H20.10.16	12	9	8,10本本案についても検討の対象。
宮城	H20.12.26	12	3	
秋田	H20.3.31	13	7	
山形	H20.3.18	15	6	非常備2町を解消。(H23.12.1解消済) 平成22年11月に変更。(5→6本部) 平成24年10月に変更。段階的に実施。
福島	H22.3.19	12	9	
茨城	H20.3.31	26	5	
栃木	H20.4.23	13	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
群馬	H20.3.31	11	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
埼玉	H20.3.28	36	7	
千葉	H20.2.25	31	7	
東京	H20.3.31	6	4	
神奈川	H20.3.28	26	8	平成24年4月に変更。(県西地区は段階的に広域化)非常備1村を解消。
新潟	-	19	-	
富山	H20.3.25	13	6	非常備1村を解消。平成24年6月に変更。 (4~5本部→4~7本部)
石川	H20.3.28	11	5	
福井	H20.3.31	9	3	
山梨	H20.5.20	10	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
長野	H20.1.16	14	2	
岐阜	H20.3.31	22	16	
静岡	H20.3.25	27	8	平成22年6月に変更。(3→8本部) 平成24年8月に説明資料を加える(先行して広域化する地区を指定)
愛知	H20.3.28	37	11	
三重	H20.3.19	15	8	

都道府県名	推進計画策定状況	消防本部数		備考
		19年4月現在	推進計画	
滋賀	H20.3.25	8	7	平成28年度までに1本部を目標。
京都	H21.3.24	15	13	9~13本本案について検討。
大阪	H20.3.31	33	8	非常備1町を解消。平成23年6月に変更。 (6→8本部)
奈良	H20.3.26	13	1	非常備2村を解消。 (2村のうち1村はH23.11.28解消済)
兵庫	H21.6.8	30	20	平成22年10月に変更。段階的に実施。 平成24年2月に変更。(24→20本部)
和歌山	H20.5.30	17	5	非常備2町村を解消。
鳥取	-	3	-	
島根	H20.3.31	9	3	県一圏域に伴う諸課題が克服出来れば、 県一圏域とすることも考えられる。
岡山	H20.3.31	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
広島	H20.3.28	14	5	平成20年11月に変更。(中南部は段階的に広域化)
山口	H20.5.30	13	10	平成23年6月に変更。(4→10本部)
徳島	H20.8.15	12	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備3町村を解消。
香川	H20.3.31	9	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備1町を解消。
愛媛	H20.9.12	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
高知	H20.3.18	15	1	全県域を管轄区域とする1の消防本部。
福岡	H21.2.26	26	24	
佐賀	H23.5.25	7	5	
長崎	H22.2.18	10	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
熊本	H20.5.26	13	4	
大分	H20.3.31	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
宮崎	H20.3.31	9	1	3本部についても一定の効果は得られるため検討。非常備7町村解消。
鹿児島	H20.3.27	19	7	非常備2村を解消。
沖縄	H20.3.28	18	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備12町村を解消。
計		807	277	

- 「推進計画」欄中の消防本部数については現段階における各都道府県の基本的な計画に基づき算定。○推進計画未策定団体を含めると消防本部数は299となる。
- 45団体の推進計画のうち、広域化対象市町村の組合せを都道府県全域を管轄区域とする1の消防本部としている都道府県は13団体。
- 45団体の推進計画に基づき、消防広域化が実現した場合、非常備町村(平成25年4月1日現在全国で9都府県36町村)が、10府県31町村解消される見込み。
(解消されない村:東京都利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村)

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成25年7月1日現在)

● 27ブロックが広域化し、そのうち4町村が非常備を解消。

〈平成21年度中〉

- 【北海道】 富良野広域連合消防本部 (2消防本部が広域連合方式にて広域化)
- 【広 島】 東広島市消防局 (竹原広域消防本部を受託)
- 【福 岡】 久留米広域消防本部 (既存の一部事務組合に消防事務を追加し2消防本部が広域化)

〈平成22年度中〉

- 【東 京】 東京消防庁 (東久留米市消防本部を受託)

〈平成23年度中〉

- 【富 山】 砺波地域消防組合消防本部 (2消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【兵 庫】 北はりま消防本部 (3消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【奈 良】 五條市消防本部 (非常備であった十津川村の消防事務を受託)
- 【山 形】 山形市消防本部 (非常備であった山辺町と中山町の消防事務を受託)

〈平成24年度中〉

- 【北海道】 砂川地区広域消防組合消防本部 (砂川地区広域消防組合の構成団体に上砂川町が加わり広域化)
- 【山 形】 置賜広域行政事務組合消防本部 (既存組合に消防事務を追加し4本部(米沢市,南陽市,高畠町,川西町)が広域化)
- 【茨 城】 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 (既存組合に消防事務を追加し2本部(ひたちなか市, 東海村)が広域化)
- 【山 口】 宇部・山陽小野田消防局 (2消防本部(宇部市, 山陽小野田市)が一部事務組合方式で広域化)
- 【滋 賀】 東近江行政組合消防本部 (東近江行政組合(消防業務)の構成団体に愛荘町, 東近江市の一部が加わり広域化)
- 【富 山】 新川地域消防本部 (3消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【青 森】 青森地域広域消防事務組合消防本部 (青森地域広域消防事務組合の構成団体に、平内町が加わり広域化)
- 【神奈川】 小田原市消防本部 (足柄消防組合消防本部の6構成市町の消防事務を受託)
- 【富 山】 富山東部消防組合消防本部 (3消防本部と非常備であった舟橋村が一部事務組合方式により広域化)
- 【静 岡】 志太広域事務組合志太消防本部 (既存組合に消防事務を追加し2本部(焼津市, 藤枝市)が広域化)

〈平成25年度中〉

- 【埼 玉】 埼玉東部消防組合消防局 (5消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【埼 玉】 埼玉西部消防局 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【静 岡】 下田消防本部 (下田地区消防組合に西伊豆広域消防本部の構成2町加わり広域化)
- 【大 阪】 泉州南広域消防本部 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【兵 庫】 西はりま消防本部 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【兵 庫】 南但消防本部 (既存組合に消防事務を追加し2本部(朝来市, 養父市)が広域化)
- 【佐 賀】 佐賀広域消防局 (既存の広域連合に神崎地区消防事務組合の構成3市町が加わり広域化)
- 【鹿児島】 指宿南九州消防組合消防本部 (既存の組合に南九州市が加わり広域化)
- 【青森県】 弘前地区消防事務組合消防本部 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)

今後の広域化の見込み(平成25年7月1日現在)

<平成25年度中>

- 1ブロックが広域化し、そのうち1村が非常備を解消

【奈良】奈良県ブロック (11消防本部と1非常備村の広域化)

- 全国の消防本部数の変化(見込み)

平成25年7月1日
767消防本部
(管轄人口10万人未満:459消防本部)



平成25年度末
757消防本部
(管轄人口10万人未満:452消防本部)

<平成26年度以降>

- 11ブロックが広域化し、そのうち3町が非常備を解消

【北海道】中空知圏Bの一部 (3消防本部の広域化)

【茨城】県南ブロックの一部 (2消防本部の広域化)

【長野】中南信ブロックの一部 (2消防本部の広域化)

【静岡】駿東伊豆地域の一部 (5消防本部の広域化)

【佐賀】西部地域 (2消防本部の広域化)

【熊本】中央ブロックの一部 (2消防本部の広域化)

【北海道】十勝圏 (6消防本部の広域化)

【栃木】県1ブロックの一部 (2消防本部の広域化)

【静岡】静岡地域 (4消防本部の広域化)

【大阪】東ブロックの一部 (2消防本部の広域化)

【宮崎】県1ブロックの一部 (3非常備町の広域化)

- 全国の消防本部数の変化(見込み)

平成25年度末
757消防本部
(管轄人口10万人未満:452消防本部)



全て広域化した場合
739消防本部
(管轄人口10万人未満:436消防本部)

広域化が進まない理由(都道府県広域化ヒアリングにより聴取)

(メリットが見いだせない)

- 地形的な理由(山地や海等で地域が分断)のため、広域化のメリットが見いだせない。
- すでに市町村合併、組合設立により広域化しているため、更なる広域化は必要ない。
- メリットが限定的で十分ではない。指令の共同運用を実施しており、現在以上のメリット及び費用対効果が見込めない。

(比較的小規模な消防本部側の懸念)

- 小規模本部が、都市部本部と広域化することにより周辺地域となり消防力が低下するという懸念。
- 合併の印象から、広域化後、消防署が出張所になり、消防力が下がるのではないかと懸念。

(比較的大規模な消防本部側の懸念)

- 現在の本部規模が適当で十分な消防体制であると考えている。○市町村合併後の消防体制が整備出来たばかりであり、広域化に消極的。
- 中心市や消防力に格差がある大規模な消防本部が、消防力流出を懸念し反対。

(地域とのつながりを優先)

- 地域に密着した消防業務を実施しており、地元と消防の結びつきが強い。○市と消防は一体であるべきとして広域化に反対。
- 合併により単独消防となった首長が、広域化により組合消防となることに抵抗がある。
- 市の防災部局や消防団との連携がとりにくくなることを懸念。

(広域化を推進したいが調整が難航)

- 将来の財政負担増の懸念がある中、構成市の財政力が弱い、人件費の調整等が困難等の理由から、負担金割合の調整がつかない。
- 広域化の方式に対する意見の違い(事務委託、一部事務組合)により協議が停滞。○消防本部をどちらに置くか調整がつかない。
- 指令台、本部及び署所庁舎の整備時期の不一致。○組織体制(署所数)をめぐる首長の意見不一致。
- 県を数個に分けるブロックではメリットが見いだせないとし、広域化するなら県1体制が良いとする消防本部がブロック内にある。

(市町村(長)側の要因)

- 市町村合併時の軋轢から、各首長が広域化に反対。○互いに主権争いをしている。
- 広域化のメリット(本部や指令の統合による現場要員の増強)を、市長部局から削減対象と捉えられてしまう。
- 事務委託をしている地域的結びつきが強い消防本部が広域化協議から離脱したため、広域化の期限までに事務委託の解消が間に合わない。

(その他)

- 消防救急無線のデジタル化、指令業務の共同運用の協議を優先する。
- 検討時間が短く、課題が多いため、期限内の広域化実現は困難。
- 震災後、復興・復旧作業、仮設住宅対応、原発事故対応等により、広域化の検討は全く行われていない。
- 比較的小規模な消防本部であるが、財政力が強く単独で消防が維持できる状況。

広域化実現団体(ヒアリング対象6団体)における広域化が進んだ理由

(首長、組合管理者の理解・リーダーシップ)

○消防本部名称・所在地、負担金割合、人員配置、各署所数等の重要調整項目についても、首長会議にて決定した。

(経費の節減)

○高機能消防指令センター及び消防・救急デジタル無線設備において、広域化による負担軽減が想定されていた。

(地域のつながり)

○市境に山や川など遮るものがなく、市街地等が一体化し都市形態も類似している。市民の行き来も頻繁で、元来地域間のつながりが強かった。

(関係者間の緊密な調整)

○協議会発足前の検討会から、担当者による話し合いや各首長・各議会との調整を十分に行った。

(単独消防による災害対応の限界)

○構成市町村が広域化の可能性を検討していた時期、構成市管内で集中豪雨により河川が氾濫し大規模な水害が発生。県内応援協定に基づき県内消防本部から応援に当たったが、応援協定に基づく出動の限界(即応性、指揮命令系統の分散など)を、広域化を検討中の首長が認識し、「効果的、効率的な災害対応を行うためには消防力の強化が必要であり、その為には消防広域化が有効な手段の一つである」との見解で一致した。

(市町村合併による理由(行政区域と消防管轄地域の相違、広域化協議の開始))

○市町村合併により、A市域の大半をA市消防本部が、残りの区域をB組合本部(A市域以外の町も加入)が管轄する変則的な消防体制が長期的に続いており、B組合本部管内のA市住民からA市消防本部同様のサービスの提供について、再三要望がなされていたことを契機として、最終的にA市消防本部とB組合本部全体の広域化につながった。

(広域化に向けた中心市の取組み)

○構成市町の中心市が、広域化の前年度に1市単独で消防はしご自動車を購入し広域化に前向きに取組んだ(広域化後、はしご自動車は組合消防の車両として使用することになり、他の組合構成市町の車両購入に係る負担が軽減された)。

(消防力の均衡)

○構成市町村は同程度の消防力を有しており、他の構成市に消防力が流出し、将来的に特定市が財政負担増になる可能性が低かった。

(給与調整と既存の組合の給与水準)

○既存組合の一般職員の給与水準が、構成市町の中心市に準じており、消防職員の給与水準も他の市町消防職員と比較し中間水準であった。

(参考)消防指令業務の共同運用の状況(平成25年5月現在)

運用開始	都道府県	消防本部
H11.4.1	静岡	・沼津市消防本部 ・清水町消防本部 ・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部
H19.4.1	三重	・四日市市消防本部 ・桑名市消防本部
H20.4.1	石川	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部 ・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部
	静岡	・島田市消防本部 ・志太広域事務組合志太消防本部
H22.4.1	千葉	・柏市消防局 ・我孫子市消防本部
H23.4.1	兵庫	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部 ・川西市消防本部
	兵庫	・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局
H23.5.25	大阪	・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部
H23.10.1	埼玉	・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部
H24.3.1	福島	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
	愛知	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 ・新城市消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・田原市消防本部 <div style="margin-left: 20px;"> <p>H16.10.1 共同運用開始</p> <p>(H20.4.1加入)</p> <p>(H22.4.1加入)</p> <p>(H24.3.1加入)</p> </div>
H24.4.1	静岡	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 ・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部
	愛知	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部

運用開始	都道府県	消防本部		
H24.4.1	岡山	・津山圏域消防組合消防本部 ・美作市消防本部 ・真庭市消防本部		
H24.12.1	愛知	・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部		
H25.4.1	埼玉	・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部		
	千葉	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武都市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生都市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅都市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房都市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部 	
		神奈川	・横須賀市消防局 ・三浦市消防本部	
		愛知	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部	
		愛知	・尾三消防本部 ・長久手市消防本部 ・豊明市消防本部	
		H25.4.18	千葉	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部

21地域 85消防本部

(参考) 消防指令業務の共同運用を予定している団体(平成25年4月期ヒアリング時見込み)

運用開始 予定日	都道 府県	消防本部		
H25.10	山口	・下関市消防局	・美祢市消防本部	
H26.1	富山	・砺波地域消防組合消防本部 ・氷見市消防本部	・高岡市消防本部	
H26.4.1	広島	・尾道市消防局	・三原市消防本部	
	香川	・丸亀市消防本部 ・多度津町消防本部	・善通寺市消防本部	
H27.4.1	山梨	・都留市消防本部 ・上野原市消防本部	・大月市消防本部	
	徳島	・美馬市消防本部	・美馬西部消防組合消防本部	
	大阪	・枚方寝屋川消防組合消防本部	・交野市消防本部	
	大阪	・池田市消防本部	・豊中市消防本部	
H27年度	神奈川	・茅ヶ崎市消防本部	・寒川町消防本部	
	神奈川	・座間市消防本部 ・綾瀬市消防本部	・海老名市消防本部	
H27年度末	静岡	・富士市消防本部	・富士宮市消防本部	
H28.4.1	青森	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部	・北部上北広域事務組合消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部	
	栃木	・大田原地区広域消防組合消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部	・黒磯那須消防組合消防本部	
	静岡	・三島市消防本部 ・長泉町消防本部	・裾野市消防本部	
	愛知	・犬山市消防本部 ・江南市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部	・小牧市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部	
	愛知	・一宮市消防本部	・稲沢市消防本部	
	奈良	・奈良市消防局	・生駒市消防本部	
	和歌山	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部	・高野町消防本部	
	和歌山	・田辺市消防本部	・白浜町消防本部	
	福岡	福岡	・久留米広域消防本部 ・大川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部	・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・筑後市消防本部 ・みやま市消防本部

運用開始 予定日	都道 府県	消防本部			
H28.4.1	沖縄	・那覇市消防本部 ・うるま市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・東部消防組合消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・島尻消防、清掃組合消防本部 ・名護市消防本部 ・糸満市消防本部	・豊見城市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・石垣市消防本部 ・中城北中城消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・本部町今帰仁村消防組合消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部 ・久米島町消防本部		
		・常陸太田市消防本部 ・北茨城市消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・高萩市消防本部 ・土浦市消防本部 ・取手市消防本部 ・石岡市消防本部 ・かずみがうら市消防本部 ・茨城町消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	・大洗町消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・大子町消防本部 ・水戸市消防本部 ・笠間市消防本部 ・那珂市消防本部 ・小美玉市消防本部 ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部		
H28年度	三重	・桑名市消防本部 ・四日市市消防本部 ・菰野町消防本部	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> H19.4.1 共同運用開始 (H28年度加入予定) </div>		
H29年度	神奈川	・平塚市消防本部 ・二宮町消防本部	・大磯町消防本部		
H32.4.1	千葉	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部 ・柏市消防局 ・我孫子市消防本部 ・船橋市消防局 ・八千代市消防本部 ・習志野市消防本部	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> H25.4.18 共同運用開始 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> H22.4.1 共同運用開始 </div>		
		H32.4.1 11消防本部にて 共同運用開始予定			
		未定	新潟	・魚沼市消防本部 ・十日町地域消防本部	・南魚沼市消防本部
			鹿児島	・鹿児島市消防局 ・いちき串野市消防本部	・日置市消防本部